

現 場 説 明 書 (技術的事項)

工事名 引野町高屋市営住宅 14 号棟他隔測水道メーター改修工事

1. 現場の状況

本工事場所は、福山市引野町北四丁目地内です。

本工事は引野町高屋市営住宅の隔測水道メーターを計量法に基づき取替を行うものです。

2. 留意事項

- ① 本工事の受注者は、地元企業・地場製品の活用に努めてください。
- ② 本工事は建設リサイクル法に該当しませんが、特定建設資材の再資源化に努めるとともに建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）の計画書・実施書を提出してください。
- ③ 現場代理人及び主任技術者については、契約約款・建設業法等に違反とならないよう適切に配置し、当該工事の施工管理を行ってください。
- ④ 工事期間中は住民及び第三者の安全確保に細心の注意を払い、必要な対策を講じ、入居者の安全に務めるとともに、騒音等に対して十分な対策を講じてください。
- ⑤ 工事で既存工作物等に損傷を与えないように必要な対策を講じてください。なお損傷を与えた場合には、監督員及び施設管理者と協議のうえ、速やかに復旧してください。
- ⑥ 工程表は契約後 14 日以内に提出してください。その際、作業工程については監督員及び施設管理者と十分に協議調整の上、作成してください。また、施工計画書等は速やかに提出してください。
- ⑦ 工事の施工上、官公署への手続きが必要な場合は、受注者の責任において速やかに行ってください。
- ⑧ 本工事において隔測水道メーター交換日については上下水道局関係課へ協議が必要です、よって予め施工日の協議及び承諾を得てください。
- ⑨ 入居者と施設管理者との調整を行い、円滑な工事の遂行に努め、入居者には、着手前に工事概要(工程表を含む)を文書で周知をはかってください。
なお、文面については、原案を作成後、監督員の承諾を得て、各戸に配布してください。
- ⑩ 工事車両等の乗り入れ及び駐車位置は、施設管理者、監督員と必ず事前に協議してください。また、敷地周辺の道路交通規制を遵守し、工事を行ってください。
- ⑪ 既設水道メーターは製造メーカーに引渡してください。

3. 関連工事

なし

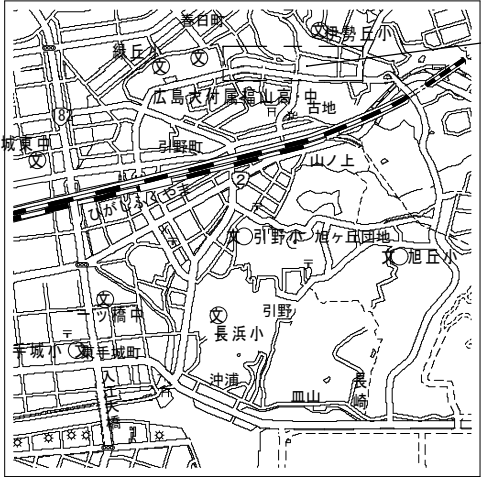
引野町高屋市営住宅14号棟他隔測水道メータ一改修工事

図 面 リ ス ト					
図 番	図 面 名 称	縮 尺	図 番	図 面 名 称	縮 尺
W ／ 1	機械設備工事特記仕様書No. 1	—	／		
W ／ 2	附近見取図・配置図、平面図	N.S. 、 1/100	／		
／			／		
／			／		
／			／		
／			／		
／			／		
／			／		
／			／		

福 山 市 建 設 局 建 築 部 設 備 課

 福 山 市 建 設 局 建 築 部 設 備 課					
主 務	係 員	第1担当次長	第2担当次長	設備課長	建築部長

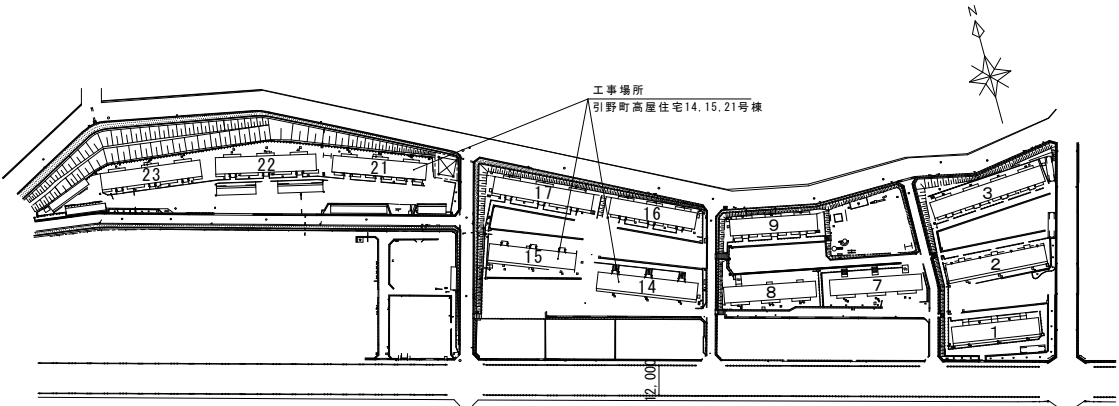
縮 尺 率	A-1 : 100%
	A-2 : 71%
	A-3 : 50%



附近見取図 N=S. N.

器 機 表					
品 名	仕 様	高層住宅 14号棟	高層住宅 15号棟	高層住宅 21号棟	数量合計
機械式水道メーター	DND 20 (愛知時計電機株同等品以上)	24	24	30	78
カウンター (受信機)	RM09-122A (愛知時計電機株同等品以上)	24	24	30	78
メーター保温カバー	水道メーター保温用発砲スチロール	24	24	30	78

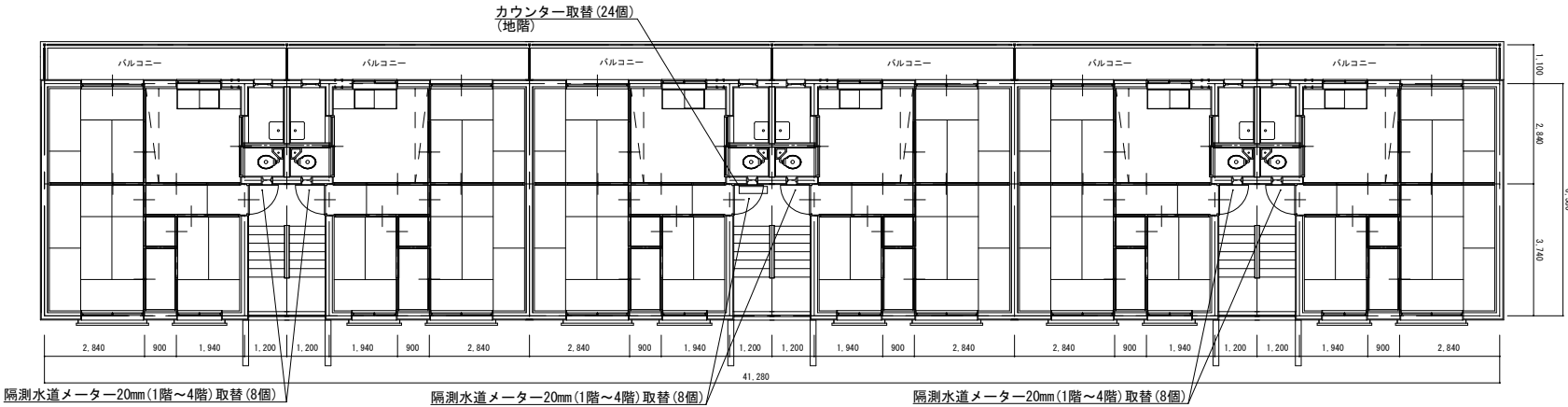
※検計満了月は2026年1月です。



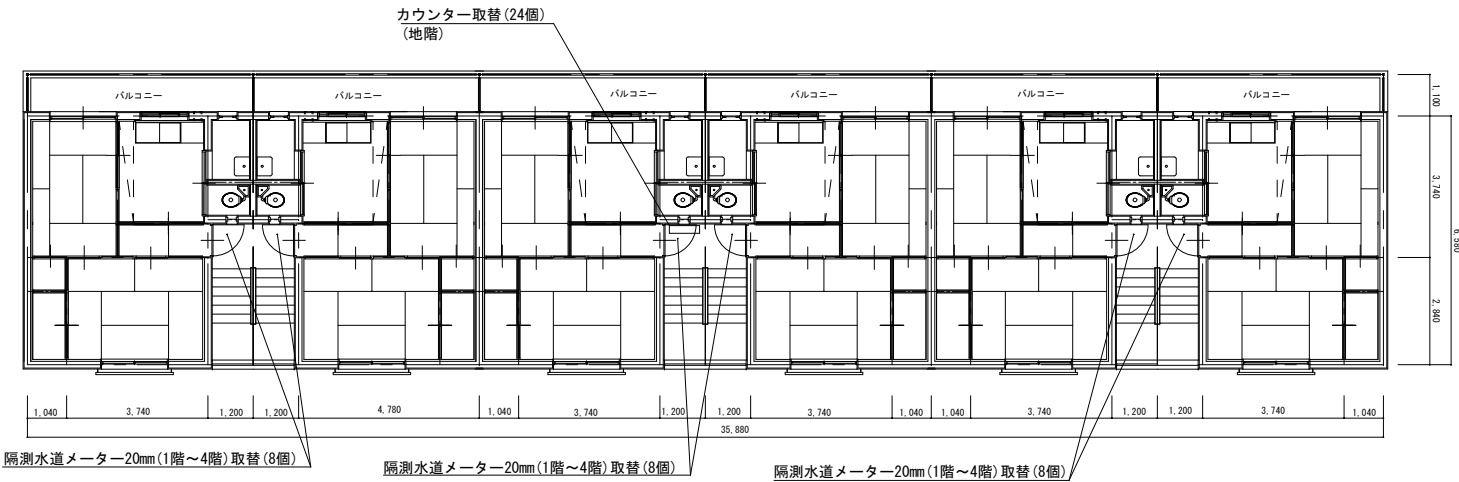
配置図 S=N. S.

特記事項

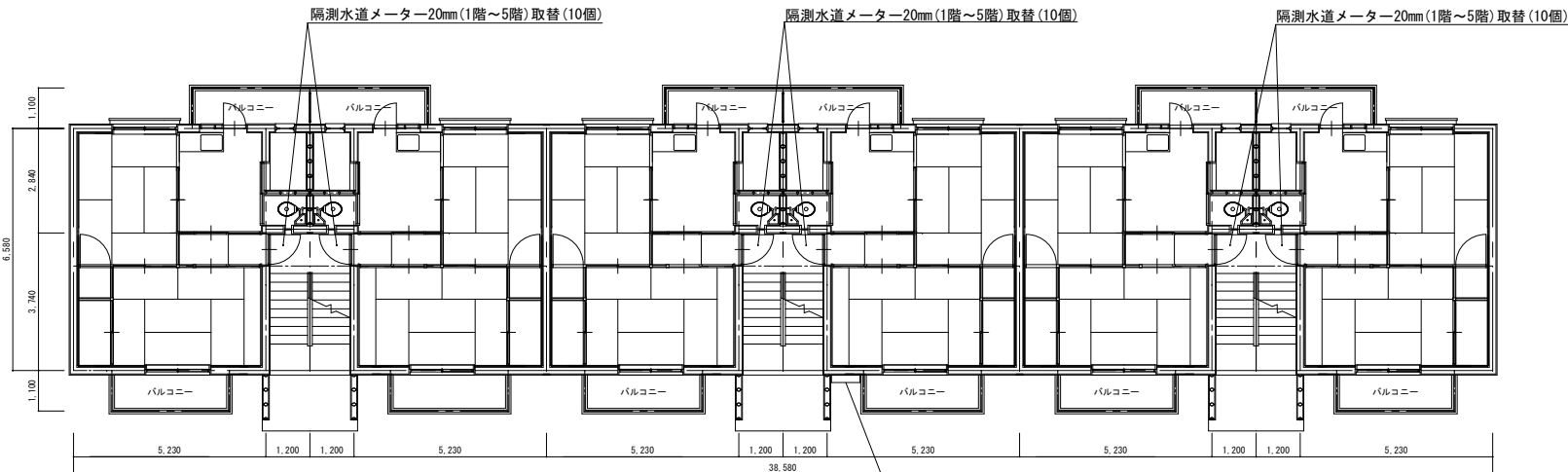
- 品質・規格その他
- 納入するメーターは、以下の法令、その他関連する関係法規及び適用規格等による。
- 1) 計量法関係
 - ①計量法 (平成4年法律第51号 (改正平成15年6月11日))
 - ②計量法施行令 (平成5年政令第329号)
 - ③計量法施行規則 (平成5年通商産業省令第69号)
 - ④特定計量器検定検査規則 (平成5年通商産業省令第70号 (改正平成17年3月30日))
 - ⑤指定製造事業者の指定等に関する省令 (平成5年通商産業省令第77号)
- 2) 水道法関係
 - ①水道法施行令 (昭和32年政令第336号)
 - ②水道法 (昭和32年法律第177号)
 - ③水道法施行規則 (昭和32年厚生省令第45号)
 - ④給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 (平成9年厚生省令第14号)
- 3) 日本工業規格及びその引用規格 (最新版を引用する。)
- ①JIS B8570-1 水道メーター及び温水メーター第1部：一般仕様
- 4) その他関連する法令等
- 品名：機械式水道メーター
- 既設品と互換性があるようにすること。
- その他
 - ・メーター1個につきメーター接続用ユニオンパッキン2枚を取替る。
 - 材質は合成ゴム (NBR) とし、JIS K6353「水道用ゴム皿類 硬度 (HS) 80」相当とする。
 - ・取替後メーカーによる試運転調整をし、正常に動いている事を確認する事
 - ・取替の作業日は事前に上下水道局と協議する。
 - ・上下水道局との協議にもとづき、事前に各室への断水等の案内をした上で施工する。
 - ・報告書の提出等、上下水道局に対し適切な手続きを行う。



平面図 (14号棟) S=1/100



平面図 (15号棟) S=1/100



平面図 (21号棟) S=1/100

縮尺率	A-1: 100%
	A-2: 71%
	A-3: 50%

工 事 名		引野町高層住宅14号棟他隔測水道メーター改修工事					福岡市建設局建築部設備課		図面 N. S. W
図面名称		附近見取図・配置図 平面図 (14・15・21号棟)	N. S. 縮尺 1/100	2025年10月	主務	課長	第1担当次長	第2担当次長	

参考数量書

§ 工事名称 引野町高屋市営住宅14号棟他隔測水道メーター改修工事

§ 工事場所 福山市引野町北四丁目地内

特記事項

- 1 この数量書は、福山市建設工事請負契約約款 1 条に定める「設計図書」ではなく参考数量です。従って、契約後の変更等を含意するものではありません。
- 2 数量の算出は次の基準によっています。

※ 「建築数量積算基準・同解説」 (建築工事積算研究会制定)

※ 「公共建築設備数量積算基準・同解説」 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

設 計 書

工事名称 引野町高屋市営住宅14号棟他隔測水道メーター改修工事

工事場所 福山市引野町北四丁目地内

【工事概要】
・給水設備工事 ～ 一式

名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接工事費				
直 接 工 事 費	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

[illegible]

機械設備工事		給水設備		給水設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
■14号棟						
機械式隔測水道メーター	DND20	24	個			
カウンター	RM09-122A	24	個			
保温カバー	発泡スチロール製 20A用	24	個			
隔測水道メーター 設置費	機械式 20A	24	個			
隔測水道メーター 撤去費	機械式 20A	24	個			
■15号棟						
機械式隔測水道メーター	DND20	24	個			
カウンター	RM09-122A	24	個			
保温カバー	発泡スチロール製 20A用	24	個			
隔測水道メーター 設置費	機械式 20A	24	個			
隔測水道メーター 撤去費	機械式 20A	24	個			
■21号棟						
機械式隔測水道メーター	DND20	30	個			
カウンター	RM09-122A	30	個			
保温カバー	発泡スチロール製 20A用	30	個			
隔測水道メーター 設置費	機械式 20A	30	個			
隔測水道メーター 撤去費	機械式 20A	30	個			
計						